

米国連邦最高裁判所がコンピュータ関連の特許可能な発明主題について判決を下す

2014年06月30日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

(i) プロセス (process)、(ii) 機械 (machine)、(iii) 生産物 (manufacture)、(iv) 組成物 (composition of matter)、(v) これらの改良のいずれかに属する場合に、米国特許法第101条に規定の発明法定主題と認定されます。これに対し、芸術、自然現象、抽象的概念、自然法則等は発明法定主題ではないとされています。

コンピュータ関連発明に係るプロセスが発明法定主題と認定されるためには、当該プロセスがコンピュータの外部において物理的変形を生じさせるものであるか、あるいは当該プロセスが単なる抽象的な概念ではなく技術上の practical application (実用的な応用または実用的な用途) に限定されている必要があります。

practical application に関するいかなる限定も含まない、単なる抽象概念の操作のみから構成されるプロセスは、特許可能な発明主題ではないと認定されます。クレーム発明が、抽象概念の practical application に関する限定を含むかどうかを決定するためには、出願当初明細書の記載に基づいて、クレーム全体として解析されなければならないとされています。この際、用途または使用分野を示す記述、データ収集動作、後続動作等が評価されなければならないとされています。ある技術分野における practical application に関する限定の記載をクレーム発明が欠いている場合に限って、米国特許法第101条を充足していないと認定されます。

このたび、コンピュータ関連発明が米国特許法第101条を充足する特許可能な発明主題であるか否かに関し、連邦最高裁判所が見解を示しました (*Alice Corp. v. CLS Bank International* (2014))^{*1}。以下に、本件の概要と連邦最高裁判所の見解について説明します。

【全9頁】

^{*1} LINK: http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/13-298_7lh8.pdf

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.